

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画【概要版】

平成24年3月19日
宮 城 県

1 策定の趣旨

この実施計画は、平成24年1月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に掲げた目標の実現に向けて、実施する具体的な事業や取組を取りまとめたものである。

○目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～

これまでに誰も経験したことがない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいります。

※目標の「年間放射線量」は「追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。）」を意味する。

○目標達成のための基本的視点

(1) 不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～

- ・監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。
- ・住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。

(2) 徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

- ・放射線低減化システムを構築し、生活環境から放射性物質を除去するとともに、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ
除染 ⇒ 保管 ⇒ 減容 ⇒ 封じ込め
(放射性物質の除去) (生活環境から隔離) (焼却等による容積の減少) (遮へい・埋却)

- ・5年以内の目標達成を目指し、汚染状況重点調査地域を中心に市町村と一体となって除染を推進します。
- ・汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

(3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～

- ・放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう、セミナー開催や出前講座の拡充のほか、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発を図ります。

【目標範囲・期間の考え方】

○目標[年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり]と[5年以内の目標達成を目指す]の考え方

1 目標範囲…1ミリシーベルトを目指す範囲

5年以内に目標を達成する範囲は、原則として、学校などの公共施設や道路、住宅、農地、生活圏隣接の森林などの生活環境とし、それ以外の対象については、放射線量測定の結果等を踏まえ、これらの除染が終了した後の対応を検討する。

2 目標期間…「5年以内」の始期

放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき閣議決定された「基本方針」において、一般公衆の追加被ばく線量を減少させるため、平成23年8月末を始期とした期間を設定し達成目標を定めたことから、当該特措法との整合を図り、本計画の始期も平成23年8月末とする。

2 計画の期間

今回の原発事故による被害の全容がまだ明らかになっておらず、その収束を見通すことは困難であるため、計画期間を3年間とし、平成23年度から25年度までを第1期と定め、現時点で実施を予定している事業や取組を整理している。

なお、今後も、被害状況の変化や国の対応方針の改定などが予想されることから、第1期計画期間中においても、適時適切に計画の見直しを図ることとする。

【計画見直し等のスケジュール】

第1期：平成23～25年度

実施年度		
H23年度	H24年度	H25年度
→		

第1期計画策定

目標達成状況中間検証
第2期計画策定

第2期：平成26～28年度

実施年度		
H26年度	H27年度	H28年度
→		

目標達成状況検証

3 計画の構成

この実施計画では、基本方針で掲げた次の7つの個別取組ごとに、3か年度で実施する予定の事業をとりまとめ、各個別取組ごとに、「個別取組方針」として取組の方向を示すとともに、具体的な事業内容を記載している。

【7つの個別取組】

第1「放射線・放射能の監視・測定」

空間放射線線量の常時測定、飲食物・学校給食等の放射性物質濃度の測定 等

第2「健康不安への配慮」

健康影響に関する有識者会議の開催、住民・市町職員向け講習会の開催 等

第3「汚染・被害の拡大防止」

除染及び食品等の放射性物質の新基準値に対応した検査による汚染の拡大防止、出荷制限による減収等に対する金融支援やイベント・PR等を通じた経済的被害拡大の防止

第4「放射線線量低減化対策」

除染の推進体制の整備、市町村が行う除染への各種支援、県有施設の除染

第5「汚染物・廃棄物の処理」

国・市町村と一体となった処理の促進による徹底した放射線低減化システムの構築

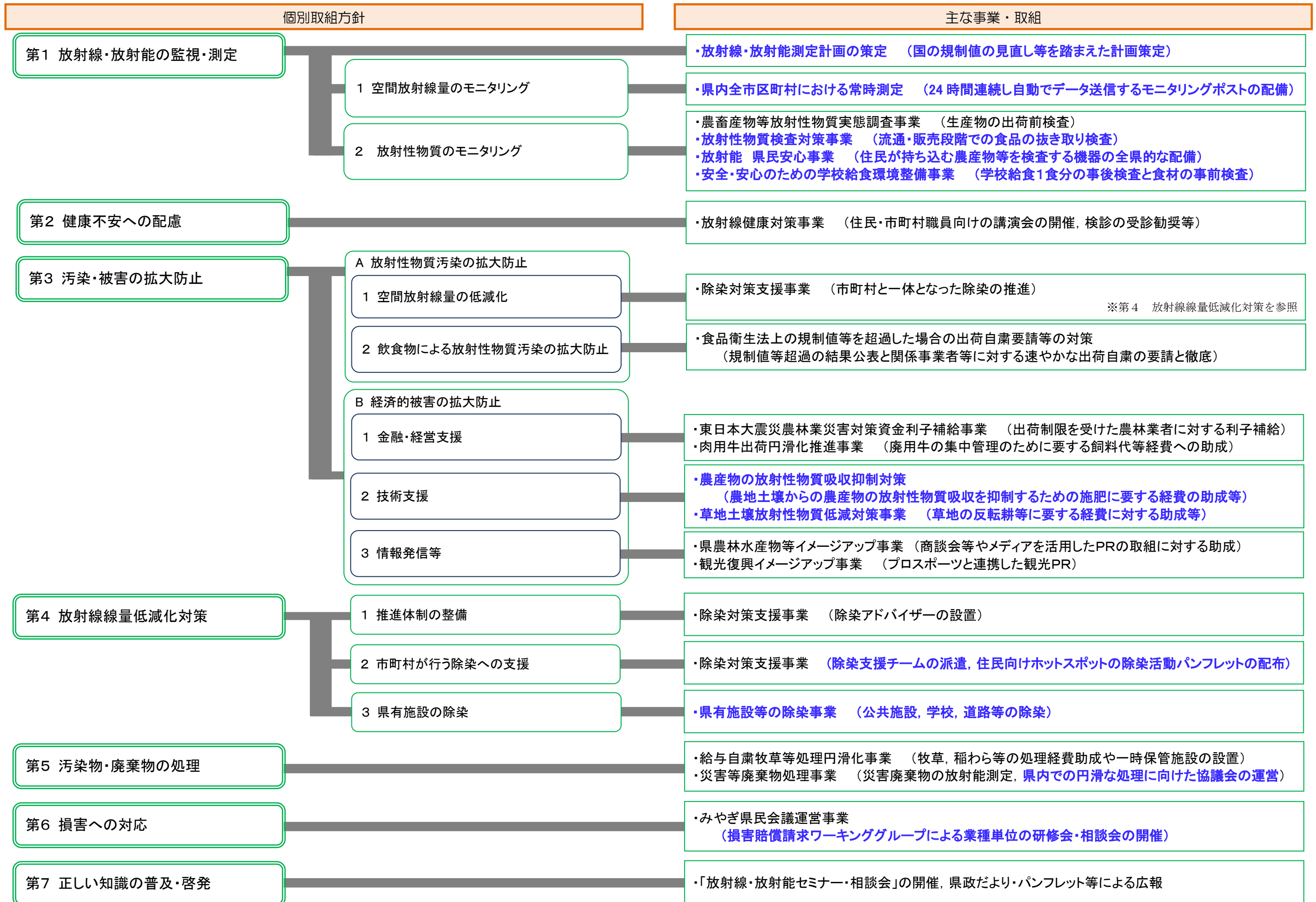
第6「損害への対応」

県民会議を通じた情報の共有化、損害賠償請求WGにおける請求に係る問題点の検討 等

第7「正しい知識の普及・啓発」

専門家によるセミナー・相談会の開催等を通じた県民の放射線等に対する科学的知見の涵養

施策体系



※第4 放射線線量低減化対策を参照

主な事業・取組の太字は平成24年度新規事業(取組が拡充されるもの, 新たな段階に進むものを含む。)である。